

「高知県土地改良区指導費補助金交付要綱」の新旧対照表

改 正	現 行
第1条 (略)	第1条 (略)
<p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号)、<u>土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号)</u>、<u>施設改善対策事業実施要領(昭和62年5月20日付け62構改B第500号)</u>及び<u>安全管理施設整備対策事業実施要領(平成29年3月31日付け28農振第2155号)</u>に基づき実施する事業をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号)及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号)に基づき実施する事業をいう。</p> <p>(3) (略)</p>
第3条から第6条 (略)	第3条から第6条 (略)
<p>第7条 (略)</p> <p>(1) 土地改良施設維持管理適正化事業を実施するに当たっては、毎年度全国土地改良事業連合会へ拠出する拠出金の2分の1 <u>(防災減災機能等強化対策に係るものについては、5分の3)</u>を土地改良区等から徴収しなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更(30パーセント以下の事業費相互間での流用を除く。)をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(3) から(10) (略)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>(1) 土地改良施設維持管理適正化事業を実施するに当たっては、毎年度全国土地改良事業連合会へ拠出する拠出金の2分の1を土地改良区等から徴収しなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更(20パーセント以下の事業費相互間での流用を除く。)をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(3) から(10) (略)</p>
<p>第8条から第12条 (略)</p> <p><u>(附 則)</u> <u>この要綱は、令和4年8月18日から施行する。ただし、この通知による改正前の高知県土地改良区指導費補助金交付要綱により実施した事業については、なお従前の例による。</u></p>	
別表第1から別表第2 (略)	別表第1から別表第2 (略)